物価高騰等への支援の継続を求める件

国際情勢の急激な変化や急速な円安の進行によるエネルギー価格の高騰が長期化していることに加え、原材料費や物流費の高騰に伴い食料品等を初めとする物価高騰も継続しており、市民生活、企業等の産業活動はもとより、価格転嫁による対応が困難な教育や医療、介護、保育等のサービスにも重大な影響を及ぼしている。

国においては、令和4年度、低所得者に対する給付金、電気・ガス料金の激変緩和対策のほか、地方公共団体に対し3度にわたり地方創生臨時交付金を措置するなど物価高騰対策を講じており、本市においても、当該交付金を活用し幅広く生活者や事業者の支援に取り組み、生活者及び事業者の負担軽減への成果を上げている。

しかしながら、現在においても食料品等の値上げが相次ぎ、実質賃金が前年度を下回る 状況が続いており、さらに、本年6月には電気料金が段階的に値上げされるなど、エネル ギー価格及び物価の高騰が改善する見込みが立っておらず、今後も負担が増えることが見 込まれる地域の住民や産業を守る取り組みを継続し、拡充していくことが求められている。 よって、国会及び政府におかれては、エネルギー価格・物価高騰等の影響を受ける生活 者や事業者を継続的に支援するため、下記の措置を実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体が地域の実情を考慮した効果的な支援を実施できるよう「電力・ガス・ 食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額すること。
- 2 令和5年12月使用分までとされている電気・ガス価格激変緩和対策について、冬季間の暖房費による負担増等も考慮の上、当面の期間継続して実施すること。
- 3 地域経済の回復を図るとともに、現下のエネルギー価格・物価高騰等に対応するため、 地方公共団体において地域の実情に応じた対策を実施できるよう必要な財政措置を図る こと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年10月13日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 内閣官房長官

仙台市議会議長 橋 本 啓 一